

四日市市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 1 2 月 1 5 日

四日市市長 田中 俊行

四日市市規則第 6 2 号

四日市市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

四日市市生活保護法施行細則（平成 13 年四日市市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(決定通知書)</p> <p>第 4 条 <u>法第 24 条第 3 項及び第 9 項、</u> 第 25 条第 2 項並びに第 26 条に規定 する書面は、第 8 号様式、第 9 号様式 又は第 10 号様式によるものとする。</p>	<p>(決定通知書)</p> <p>第 4 条 <u>法第 24 条第 1 項及び第 5 項、</u> 第 25 条第 2 項並びに第 26 条に規定 する書面は、第 8 号様式、第 9 号様式 又は第 10 号様式によるものとする。</p>

第 1 号様式を次のように改める。

(第1号様式) (第3条関係)

受付番号	
受付年月日	年 月 日
ケース番号	

生活保護申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

申請者 住所

氏名

印

保護を受ける者との関係

連絡先

下記の通り生活保護法による保護を申請します。

住所	四日市市						現在の所へ 住み始めた 時期	昭・平 年 月 日		
人員	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴(学年)	職業(学校名)	健康状態	
家 族 の 状 況	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									

家族の者のうち別な場所に  
住んでいる者があるときは、  
その者の氏名と住所

保護を申請する理由

- (1) 申請書に書いたことに偽りはありません。もし、偽りがあった場合は申請を却下されても異議ありません。
- (2) 保護についての検診又は、調査は拒みません。
- (3) 保護の内容に異動があったときは、必ず届け出ます。

第14号様式を次のように改める。

(第14号様式) (第9条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等  
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付申請書

支援給付を受けようとする方の住所										※実施機 関等受付 年月日
支 援 給 付 申 請 世 帯	氏 名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
			中国残留 邦人等本人							
			特 定 配 偶 者							
同 居 し て い る 世 帯										
家族のうち別のところに住んでいる方がいるときはその方の名前と住んでいるところ										
資産の状況(別添1)			収入の状況(別添2)			関係先照会への同意(別添3)				
支援給付を申請(変更申請)する理由										
<p>上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請(変更申請)します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏 名 支援給付を受けようとする方との関係</p> <p style="text-align: right;">④</p> <p>四日市市社会福祉事務所長</p>										

(記入上の注意)

- ※印欄は記入しないでください。
- 申請者と支援給付を受けようとする方が異なる場合は、別添の書類は支援給付を受けようとする方に記入してもらってください。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記入のうえ添付してください。
- 事実と違う申告をするなど不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。
- この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入し、別添1から3のうち必要なものを添付してください。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。